

令和元年12月25日

【照会先】

福岡労働局職業安定部職業対策課

課長 関 師 晃

課長 補佐 清水 武

障害者雇用担当官 小松 真一郎

(電話) 092-434-9807

令和元年 障害者雇用状況の集計結果（福岡）

県内の障害者雇用はさらに進み、民間企業の実雇用率は過去最高の2.12%

福岡労働局（局長：伊藤 正史）では、このほど、民間企業や公的機関等における、令和元年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

現在、労働局、ハローワークでは、法定雇用率が未達成の企業に対し、達成に向けた指導及び雇用支援を行っています。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数は1万7842.0人、対前年5.6%（938.5人）増加

・実雇用率2.12%、対前年比0.05ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は50.6%（対前年比1.5ポイント増加）

＜公的機関＞法に基づく障害者雇用率 2.5%（2.5%）

ただし、県等の教育委員会は2.4%（2.4%）

・福岡県の機関：雇用障害者数 289.5人（295.0人）、実雇用率3.24%（3.36%）

・市町村の機関：雇用障害者数 1,172.0人（1,041.5人）、実雇用率2.62%（2.58%）

・県等の教育委員会：雇用障害者数 334.0人（423.5人）、実雇用率1.90%（2.30%）

＜独立行政法人等＞障害者雇用率2.5%（2.5%）

・雇用障害者数 249.5人（230.5人）、実雇用率2.30%（2.39%）

※（ ）は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は1,7842.0人で、前年より5.6%（938.5人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は11,902.0人（対前年比2.7%増）、知的障害者は3,456.5人（同7.0%増）、精神障害者は2,483.5人（同19.0%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.12%（前年は2.07%）、法定雇用率達成企業の割合は50.6%（同49.1%）であった。

〔総括表1、グラフ、詳細表1(1)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業で2,558人（同2,337.0人）、100～300人未満で4,492.5人（同4,282.0人）、300～500人未満で2,050.5人（同1,849.0人）、500～1,000人未満で2,263.5人（同2,177.0人）、1,000人以上で6,477.5人（同6,218.5人）と、全ての企業規模において前年より増加している。
- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満規模企業で2.00%（同1.91%）、100～300人未満で2.10%（同2.02%）、300～500人未満で2.08%（同2.01%）、500～1,000人未満で2.10%（同1.99%）、1,000人以上で2.20%（同2.23%）となった。
なお、民間企業全体の实雇用率2.12%（同2.07%）と比較すると、1,000人以上規模企業が実雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人～100人未満規模企業で48.9%（同46.9%）、100～300人未満で54.5%（同53.9%）、300～500人未満で44.3%（同45.1%）、500～1,000人未満で47.1%（同42.9%）、1,000人以上で50.4%（同46.8%）となり、300～500人未満規模の区分で前年より減少した。

〔詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別の実雇用率では、「農、林業、漁業」（2.34%）、「鉱業、採石業、砂利採取業」（3.57%）、「電気、ガス、熱供給、水道業」（2.27%）「運輸業、郵便業」（2.22%）、「医療、福祉」（2.98%）が法定雇用率を上回っている。

〔詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和元年の法定雇用率未達成企業は1,943社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、66.9%と約3分の2を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は1,079社であり、未達成企業に占める割合は、55.5%となっている。

〔詳細表 1 (4)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 福岡県の機関（法定雇用率2.5%）

福岡県の機関に在職している障害者の数は289.5人で、前年より1.86% (5.5人) 減少しており、実雇用率は3.24%と、前年に比べ0.12ポイント減少した。

福岡県の機関は2機関とも達成。

〔総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)、4 (1)〕

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

市町村の機関に在職している障害者の数は1,172.0人で、前年より12.5% (130.5人) 増加しており、実雇用率は2.62%と、前年に比べ0.04ポイント増加した。

市町村の機関は77機関中71機関が達成。

〔総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)、4 (2)〕

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

県等の教育委員会に在職している障害者の数は334.0人で、前年より21.1% (89.5人) 減少しており、実雇用率は1.90%と、前年に比べ0.4ポイント減少した。

県等教育委員会は2機関中1機関が達成。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)、4 (3)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は249.5人で、前年より8.2% (19.0人) 増加しており、実雇用率は2.30%と、前年に比べ、0.09ポイント減少した。

独立行政法人等は18法人のうち14法人が達成。

〔総括表 3、詳細表 3、4 (4) (5)〕

総括表

令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

		① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	全国	26,585,858.0 人 (26,104,834.5 人)	560,608.5 人 (534,769.5 人)	2.11 % (2.05 %)	48,898 / 101,889 (46,217 / 100,586)	48.0 % (45.9 %)
	福岡	842,956.0 人 (817,269.0 人)	17,842.0 人 (16,903.5 人)	2.12 % (2.07 %)	1,987 / 3,930 (1,888 / 3,842)	50.6 % (49.1 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.5%)

	区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
都道府県の機関	全国	345,606.0 人 (337,872.0 人)	9,033.0 人 (8,244.5 人)	2.61 % (2.44 %)	122 / 158 (99 / 161)	77.2 % (61.5 %)
	福岡	8,937.5 人 (8,769.5 人)	289.5 人 (295.0 人)	3.24 % (3.36 %)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 % (100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	全国	1,200,136.0 人 (1,140,348.5 人)	28,965.0 人 (27,145.5 人)	2.41 % (2.38 %)	1,764 / 2,439 (1,718 / 2,470)	72.3 % (69.6 %)
	福岡	44,778.0 人 (40,366.5 人)	1,172.0 人 (1,041.5 人)	2.62 % (2.58 %)	71 / 77 (70 / 80)	92.2 % (87.5 %)

(3) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
都道府県等の教育委員会	全国	714,968.5 人 (662,641.5 人)	13,477.5 人 (12,607.5 人)	1.89 % (1.90 %)	38 / 100 (39 / 100)	38.0 % (39.0 %)
	福岡	17,586.0 人 (18,432.5 人)	334.0 人 (423.5 人)	1.90 % (2.30 %)	1 / 2 (1 / 3)	50.0 % (33.3 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

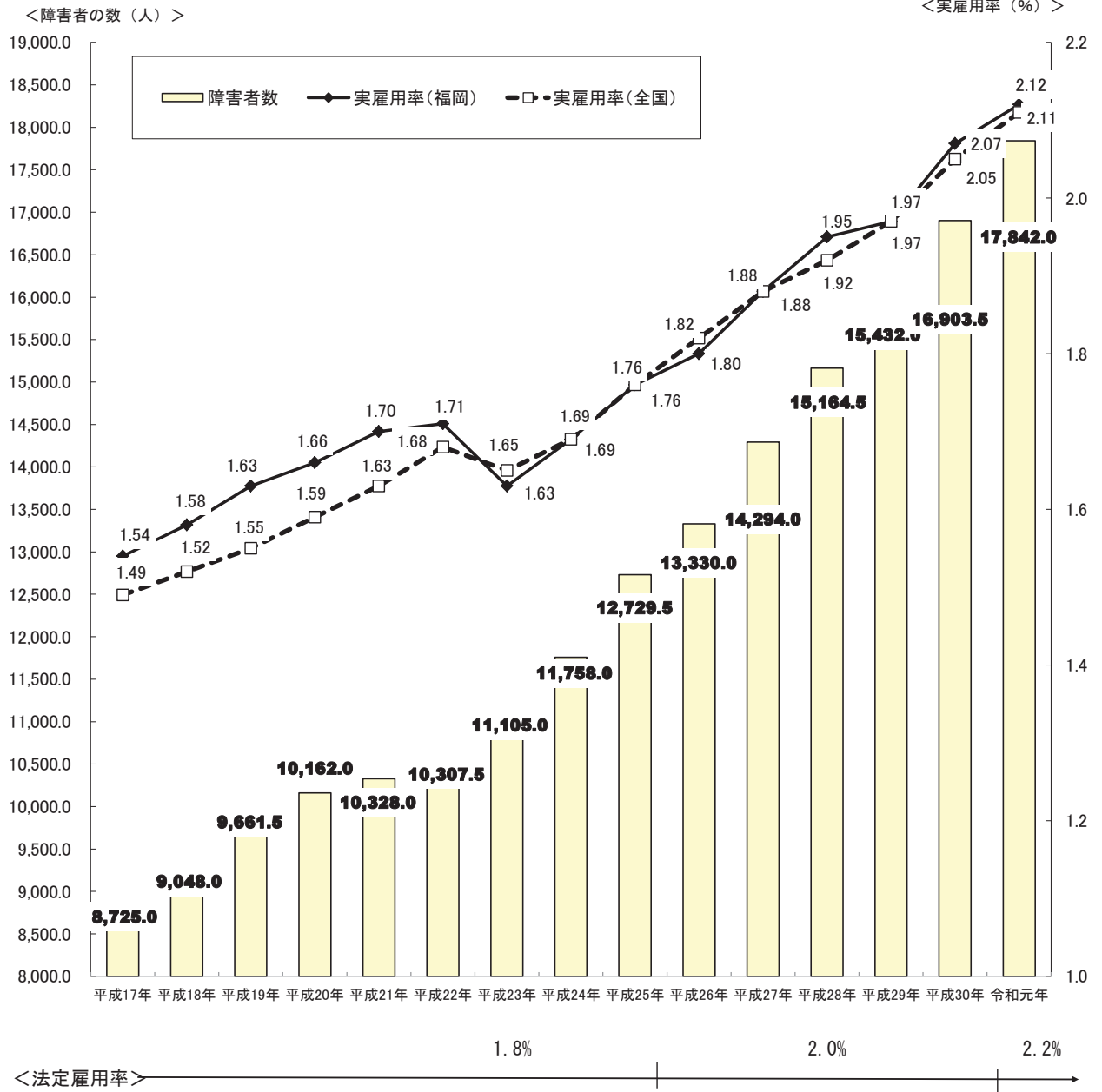
	区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
全国	計	440,944.0 人 (432,729.0 人)	11,612.0 人 (11,010.0 人)	2.63 % (2.54 %)	282 / 352 (240 / 348)	80.1 % (69.0 %)
	独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	212,384.0 人 (209,593.5 人)	5,878.5 人 (5,598.0 人)	2.77 % (2.67 %)	83 / 91 (69 / 92)	91.2 % (75.0 %)
	国立大学法人等	148,053.0 人 (146,562.0 人)	3,757.5 人 (3,622.5 人)	2.54 % (2.47 %)	72 / 90 (58 / 90)	80.0 % (64.4 %)
	地方独立行政法人等	80,507.0 人 (76,573.5 人)	1,976.0 人 (1,789.5 人)	2.45 % (2.34 %)	127 / 171 (113 / 166)	74.3 % (68.1 %)
福岡	計	10,865.5 人 (9,640.0 人)	249.5 人 (230.5 人)	2.30 % (2.39 %)	14 / 18 (12 / 17)	77.8 % (70.6 %)
	国立大学法人等	6,577.5 人 (6,535.0 人)	146.5 人 (153.5 人)	2.23 % (2.35 %)	2 / 3 (2 / 3)	66.7 % (66.7 %)
	地方独立行政法人等	4,288.0 人 (3,105.0 人)	103.0 人 (77.0 人)	2.40 % (2.48 %)	12 / 15 (10 / 14)	80.0 % (71.4 %)

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。
①平成28年6月2日以降に採用された者であること
②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成30年6月1日現在の数値である。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

グラフ

民間企業における障害者の雇用状況

実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年からは45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで	平成23年度以降
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 	

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 平成28年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成28年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

{	一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%] （45.5人 [50人] 以上規模の企業） 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%] [労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
---	--

- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
 （40人 [43.5人] 以上規模の機関）

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
 （42人 [45.5人] 以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

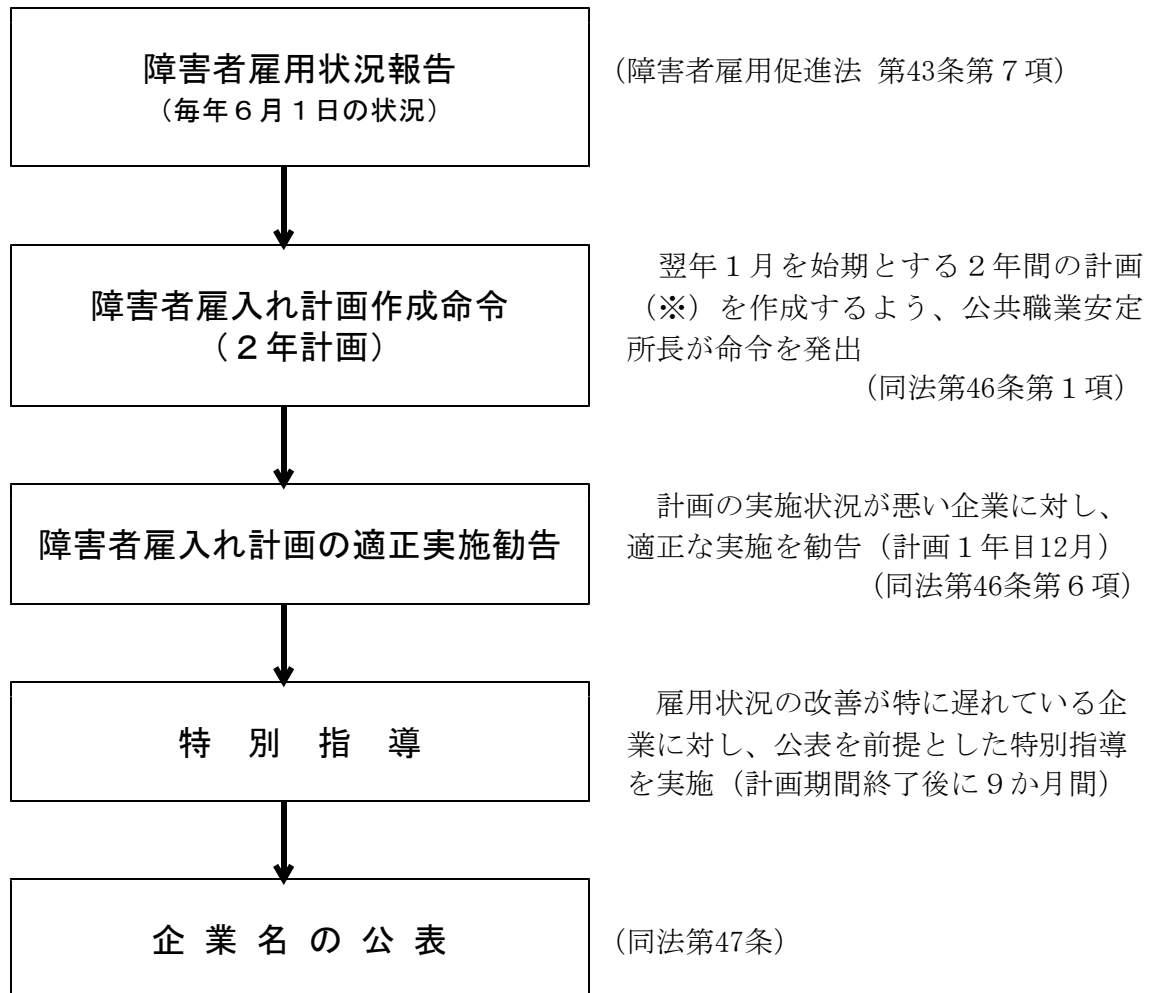
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成28年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成28年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成30年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 2社(全国430社)
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 3社(全国40社)
 - * 「特別指導」の実施 0社(全国26社)
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 7社(全国190社)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、
 - 30年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業	企業 3,930 (3,842)	人 842,956.0 (817,269.0)	人 3,357 (3,290)	人 806 (716)	人 9,040 (8,493)	人 2,564 (2,229)	人 17,842.0 (16,903.5)	人 2,227.5 (2,121.5)	% 2.12 (2.07)	企業 1,987 (1,888)	% 50.6 (49.1)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
民間企業	人 17,842.0 (16,903.5)	人 3,068 (3,009)	人 633 (574)	人 4,615 (4,529)	人 1,036 (929)	人 11,902.0 (11,585.5)	人 1,082.5 (1,040.0)	人 289 (281)	人 173 (142)	人 2,172 (2,027)	人 1,067 (1,001)	人 3,456.5 (3,231.5)	人 470.5 (431.5)	人 1,613 (1,324)	人 1,101 (912)	人 640 (613)	人 2,483.5 (2,086.5)	人 674.5 (650.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成28年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者である。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 3,930 (3,842)	人 842,956.0 (817,269.0)	人 3,357 (3,290)	人 806 (716)	人 9,040 (8,493)	人 2,564 (2,229)	人 17,842.0 (16,903.5)	人 2,227.5 (2,121.5)	% 2.12 (2.07)	企業 1,987 (1,888)	% 50.6 (49.1)
45.5～ 100人未満	企業 1,940 (1,878)	人 127,978.0 (124,397.5)	人 363 (374)	人 197 (159)	人 1,290 (1,193)	人 690 (554)	人 2,558.0 (2,377.0)	人 409.5 (407.0)	% 2.00 (1.91)	企業 948 (880)	% 48.9 (46.9)
100～ 300人未満	1,425 (1,414)	214,318.0 (212,206.0)	796 (804)	255 (219)	2,296 (2,172)	699 (566)	4,492.5 (4,282.0)	640.5 (611.0)	2.10 (2.02)	777 (762)	54.5 (53.9)
300～ 500人未満	280 (264)	98,419.5 (92,011.5)	405 (364)	72 (61)	1,068 (974)	201 (172)	2,050.5 (1,849.0)	254.5 (207.0)	2.08 (2.01)	124 (119)	44.3 (45.1)
500～ 1000人未満	172 (177)	107,759.5 (109,251.0)	443 (429)	58 (72)	1,225 (1,146)	189 (202)	2,263.5 (2,177.0)	261.0 (259.5)	2.10 (1.99)	81 (76)	47.1 (42.9)
1,000人以上	113 (109)	294,481.0 (279,403.0)	1,350 (1,319)	224 (205)	3,161 (3,008)	785 (735)	6,477.5 (6,218.5)	662.0 (637.0)	2.20 (2.23)	57 (51)	50.4 (46.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	17,842.0 (16,903.5)	3,068 (3,009)	633 (574)	4,615 (4,529)	1,036 (929)	11,902.0 (11,585.5)	1,082.5 (1,040.0)	289 (281)	173 (142)	2,172 (2,027)	1,067 (1,001)	3,456.5 (3,231.5)	470.5 (431.5)	1,613 (1,324)	1,101 (912)	640 (613)	2,483.5 (2,086.5)	674.5 (650.0)
45.5～ 100人未満	2,558.0 (2,377.0)	329 (328)	149 (128)	631 (616)	230 (192)	1,553.0 (1,496.0)		34 (46)	48 (31)	226 (227)	268 (263)	476.0 (481.5)		194 (119)	431 (330)	239 (231)	529.0 (399.5)	
100～ 300人未満	4,492.5 (4,282.0)	730 (742)	191 (171)	1,245 (1,255)	260 (212)	3,026.0 (3,016.0)		66 (62)	64 (48)	491 (470)	340 (288)	857.0 (786.0)		385 (307)	274 (206)	175 (140)	609.5 (480.0)	
300～ 500人未満	2,050.5 (1,849.0)	356 (324)	55 (39)	565 (522)	95 (78)	1,379.5 (1,248.0)		49 (40)	17 (22)	312 (280)	75 (74)	464.5 (419.0)		159 (138)	63 (54)	32 (34)	206.5 (182.0)	
500～ 1000人未満	2,263.5 (2,177.0)	404 (394)	52 (63)	609 (611)	99 (104)	1,518.5 (1,514.0)		39 (35)	6 (9)	335 (285)	59 (72)	448.5 (400.0)		236 (202)	76 (74)	45 (48)	296.5 (263.0)	
1,000以上	6,477.5 (6,218.5)	1,249 (1,221)	186 (173)	1,565 (1,525)	352 (343)	4,425.0 (4,311.5)		101 (98)	38 (32)	808 (765)	325 (304)	1,210.5 (1,145.0)		639 (558)	257 (248)	149 (160)	842.0 (762.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)						
産業計	企業 3,930 (3,842)	人 842,956.0 (817,269.0)	人 3,357 (3,290)	人 806 (716)	人 9,040 (8,493)	人 2,564 (2,229)	人 17,842.0 (16,903.5)	人 2,227.5 (2,121.5)	% 2.12 (2.07)	企業 1,987 (1,888)	% 50.6 (49.1)	
農、林、漁業	10 (10)	984.0 (989.5)	2 (4)	2 (2)	14 (13)	6 (4)	23.0 (25.0)	1.0 (3.0)	2.34 (2.53)	8 (8)	80.0 (80.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (1)	84.0 (79.5)	0 (1)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3.0 (2.0)	1.0 (0.0)	3.57 (2.52)	1 (1)	100.0 (100.0)	
建設業	175 (171)	30,174.5 (29,978.5)	126 (126)	15 (12)	284 (286)	20 (14)	561.0 (557.0)	41.5 (86.5)	1.86 (1.86)	82 (83)	46.9 (48.5)	
製造業	722 (694)	154,700.5 (150,709.0)	772 (777)	41 (40)	1,700 (1,641)	113 (95)	3,341.5 (3,282.5)	273.0 (271.5)	2.16 (2.18)	413 (394)	57.2 (56.8)	
電気・ガス・熱供給・水道業	20 (19)	18,984.5 (18,958.5)	104 (99)	2 (3)	219 (211)	5 (7)	431.5 (415.5)	24.5 (41.0)	2.27 (2.19)	14 (13)	70.0 (68.4)	
情報通信業	140 (132)	24,162.5 (23,556.0)	121 (130)	2 (1)	134 (130)	6 (4)	381.0 (393.0)	23.0 (45.0)	1.58 (1.67)	46 (42)	32.9 (31.8)	
運輸業、郵便業	321 (317)	62,784.0 (62,459.0)	291 (279)	32 (32)	739 (714)	87 (89)	1,396.5 (1,348.5)	144.0 (128.5)	2.22 (2.16)	189 (183)	58.9 (57.7)	
卸売業、小売業	674 (669)	200,866.0 (199,938.0)	603 (606)	237 (226)	2,071 (1,972)	880 (852)	3,954.0 (3,836.0)	498.0 (461.5)	1.97 (1.92)	268 (255)	39.8 (38.1)	
金融業、保険業	41 (44)	26,422.5 (24,847.0)	152 (141)	6 (5)	173 (150)	16 (14)	491.0 (444.0)	52.0 (24.0)	1.86 (1.79)	10 (9)	24.4 (20.5)	
不動産業、物品賃貸業	104 (97)	16,337.0 (15,843.0)	53 (45)	10 (6)	118 (114)	15 (7)	241.5 (213.5)	34.5 (29.0)	1.48 (1.35)	37 (34)	35.6 (35.1)	
学術研究、専門・技術サービス業	118 (108)	20,297.5 (18,540.5)	78 (72)	5 (4)	182 (139)	9 (9)	347.5 (291.5)	59.5 (29.5)	1.71 (1.57)	53 (44)	44.9 (40.7)	
宿泊業、飲食サービス業	131 (132)	27,623.0 (27,982.0)	86 (80)	23 (17)	253 (245)	52 (46)	474.0 (445.0)	52.5 (45.5)	1.72 (1.59)	58 (52)	44.3 (39.4)	
生活関連サービス業、娯楽業	141 (142)	20,359.5 (19,213.0)	68 (60)	25 (24)	216 (188)	55 (57)	404.5 (360.5)	54.0 (43.5)	1.99 (1.88)	61 (57)	43.3 (40.1)	
教育、学習支援業	93 (92)	23,651.5 (22,733.0)	97 (94)	13 (15)	184 (172)	24 (22)	403.0 (386.0)	46.5 (48.0)	1.70 (1.70)	38 (33)	40.9 (35.9)	
医療、福祉	806 (791)	130,667.0 (124,749.0)	555 (537)	328 (265)	1,911 (1,742)	1,093 (849)	3,895.5 (3,505.5)	682.5 (676.0)	2.98 (2.81)	507 (489)	62.9 (61.8)	
複合サービス事業	33 (30)	8,975.5 (8,869.5)	38 (36)	4 (5)	75 (70)	3 (5)	156.5 (149.5)	10.0 (15.0)	1.74 (1.69)	12 (11)	36.4 (36.7)	
サービス業	400 (393)	75,882.5 (67,824.0)	211 (203)	61 (59)	764 (706)	180 (155)	1,337.0 (1,248.5)	230.0 (174.0)	1.76 (1.84)	190 (180)	47.5 (45.8)	

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 e.dのうち、(注5)に該当する職員 c+(d-e)×0.5+e	f. うち新規雇用分		
産業計	17,842.0 (16,903.5)	3,068 (3,009)	633 (574)	4,615 (4,529)	1,036 (929)	11,902.0 (11,585.5)	1,082.5 (1,040.0)	289 (281)	173 (142)	2,172 (2,027)	1,067 (1,001)	3,456.5 (3,231.5)	470.5 (431.5)	1,613 (1,324)	1,101 (912)	640 (613)	2,483.5 (2,086.5)	674.5 (650.0)	
農、林、漁業	23.0 (25.0)	2 (4)	2 (2)	7 (8)	1 (0)	13.5 (18.0)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	3.0 (3.0)		3 (1)	5 (4)	2 (2)	6.5 (4.0)		
鉱業、採石業、砂利採取業	3.0 (2.0)	0 (1)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		
建設業	561.0 (557.0)	112 (112)	14 (11)	196 (204)	18 (12)	443.0 (445.0)		14 (14)	1 (1)	30 (27)	0 (0)	59.0 (56.0)		57 (53)	3 (4)	1 (2)	59.0 (56.0)		
製造業	3,341.5 (3,282.5)	701 (702)	28 (29)	916 (885)	58 (46)	2,375.0 (2,341.0)		71 (75)	13 (11)	504 (494)	44 (40)	681.0 (675.0)		259 (243)	32 (28)	21 (19)	285.5 (266.5)		
電気・ガス・熱供給・水道業	431.5 (415.5)	104 (99)	1 (2)	172 (173)	5 (6)	383.5 (376.0)		0 (0)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	3.0 (3.0)		41 (33)	4 (4)	4 (3)	45.0 (36.5)		
情報通信業	381.0 (393.0)	121 (129)	1 (1)	87 (88)	3 (1)	331.5 (347.5)		0 (1)	1 (0)	5 (4)	0 (0)	6.0 (6.0)		38 (35)	7 (6)	4 (3)	43.5 (39.5)		
運輸業、郵便業	1,396.5 (1,348.5)	286 (270)	31 (31)	464 (459)	45 (49)	1,089.5 (1,054.5)		5 (9)	1 (1)	130 (131)	29 (30)	155.5 (165.0)		130 (108)	28 (26)	15 (16)	151.5 (129.0)		
卸売業、小売業	3,954.0 (3,836.0)	518 (534)	196 (185)	836 (846)	381 (386)	2,258.5 (2,292.0)		85 (72)	41 (41)	660 (605)	374 (361)	1,058.0 (970.5)		392 (327)	308 (299)	183 (194)	637.5 (573.5)		
金融業、保険業	491.0 (444.0)	151 (140)	6 (5)	140 (128)	15 (13)	455.5 (419.5)		1 (1)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	6.0 (5.0)		27 (18)	3 (2)	2 (1)	29.5 (19.5)		
不動産業、物品賃貸業	241.5 (213.5)	48 (40)	10 (5)	67 (72)	8 (6)	177.0 (160.0)		5 (5)	0 (1)	29 (21)	6 (1)	42.0 (32.5)		13 (16)	10 (5)	9 (5)	22.5 (21.0)		
学術研究、専門・技術サービス業	347.5 (291.5)	75 (70)	5 (4)	107 (87)	6 (7)	265.0 (234.5)		3 (2)	0 (0)	21 (14)	1 (1)	27.5 (18.5)		50 (37)	6 (2)	4 (1)	55.0 (38.5)		
宿泊業、飲食サービス業	474.0 (445.0)	74 (69)	21 (14)	126 (133)	26 (22)	308.0 (296.0)		12 (11)	2 (3)	70 (73)	22 (18)	107.0 (107.0)		49 (34)	12 (11)	8 (5)	59.0 (42.0)		
生活関連サービス業、娯楽業	404.5 (360.5)	55 (52)	21 (17)	93 (82)	28 (25)	238.0 (215.5)		13 (8)	4 (7)	87 (79)	22 (26)	128.0 (115.0)		29 (21)	12 (12)	7 (6)	38.5 (30.0)		
教育・学習支援業	403.0 (386.0)	94 (91)	12 (12)	125 (129)	13 (10)	331.5 (328.0)		3 (3)	1 (3)	15 (11)	7 (6)	25.5 (23.0)		33 (26)	15 (12)	11 (6)	46.0 (35.0)		
医療、福祉	3,895.5 (3,505.5)	494 (476)	223 (198)	800 (769)	289 (228)	2,155.5 (2,033.0)		61 (61)	105 (67)	449 (400)	526 (485)	939.0 (831.5)		326 (237)	614 (472)	336 (336)	801.0 (641.0)		
複合サービス事業	156.5 (149.5)	36 (34)	3 (4)	48 (49)	2 (4)	124.0 (123.0)		2 (2)	1 (1)	14 (11)	0 (0)	19.0 (16.0)		13 (9)	1 (2)	0 (1)	13.5 (10.5)		
サービス業	1,337.0 (1,248.5)	197 (186)	59 (54)	428 (417)	138 (114)	950.0 (900.0)		14 (17)	2 (5)	150 (150)	34 (31)	197.0 (204.5)		153 (126)	41 (23)	33 (13)	190.0 (144.0)		

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
製造業計	722 (694)	154,700.5 (150,709.0)	772.0 (777)	41.0 (40)	1,700.0 (1,641)	113.0 (95)	3,341.5 (3,282.5)	273.0 (271.5)	2.16 (2.18)	413.0 (394)	57.2 (56.8)
食品品・たばこ	176 (171)	33,522.5 (32,983.0)	116 (134)	25 (24)	481 (486)	77 (68)	776.5 (812.0)	87.5 (84.5)	2.32 (2.46)	120 (119)	68.2 (69.6)
繊維工業	16 (15)	1,626.5 (1,610.5)	11 (11)	0 (0)	11 (17)	0 (0)	33.0 (39.0)	6.0 (1.0)	2.03 (2.42)	7 (8)	43.8 (53.3)
木材・家具	28 (27)	2,865.5 (2,713.5)	29 (32)	1 (2)	34 (36)	2 (0)	94.0 (102.0)	6.5 (8.0)	3.28 (3.76)	21 (20)	75.0 (74.1)
パルプ・紙・印刷	40 (42)	5,474.0 (5,656.0)	24 (26)	1 (1)	64 (54)	1 (5)	113.5 (109.5)	15.5 (9.0)	2.07 (1.94)	24 (22)	60.0 (52.4)
化学工業	65 (61)	10,489.0 (10,035.0)	37 (35)	3 (6)	125 (110)	8 (5)	206.0 (188.5)	18.0 (19.0)	1.96 (1.88)	36 (36)	55.4 (59.0)
窯業・土石	32 (26)	5,780.5 (5,323.0)	22 (23)	1 (1)	63 (57)	4 (3)	110.0 (105.5)	7.0 (11.5)	1.90 (1.98)	17 (14)	53.1 (53.8)
鉄鋼	26 (25)	10,251.5 (9,993.0)	43 (41)	1 (1)	96 (96)	5 (3)	185.5 (180.5)	17.5 (22.0)	1.81 (1.81)	7 (9)	26.9 (36.0)
非鉄金属	9 (9)	2,063.5 (2,068.0)	8 (9)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	37.0 (39.0)	2.0 (5.0)	1.79 (1.89)	5 (5)	55.6 (55.6)
金属製品	69 (67)	7,838.5 (7,780.0)	35 (36)	1 (2)	77 (73)	2 (1)	149.0 (147.5)	12.5 (11.0)	1.90 (1.90)	38 (37)	55.1 (55.2)
電気機械	75 (69)	19,504.0 (18,931.5)	104 (104)	2 (2)	186 (173)	3 (4)	397.5 (385.0)	33.0 (22.0)	2.04 (2.03)	44 (40)	58.7 (58.0)
その他機械	138 (131)	47,792.0 (45,809.5)	307 (290)	2 (0)	438 (426)	7 (2)	1,057.5 (1,007.0)	51.5 (69.0)	2.21 (2.20)	69 (62)	50.0 (47.3)
その他	48 (51)	7,493.0 (7,806.0)	36 (36)	4 (1)	104 (92)	4 (4)	182.0 (167.0)	16.0 (9.5)	2.43 (2.14)	25 (22)	52.1 (43.1)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e.dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e
製造業計	人 3,341.5 (3,282.5)	人 701 (702)	人 28 (29)	人 916 (885)	人 58 (46)	人 2,375.0 (2,341.0)	人 71 (75)	人 13 (11)	人 504 (494)	人 44 (40)	人 681 (675.0)	人 259 (243)	人 32 (28)	人 21 (19)	人 285.5 (266.5)
食料品・たばこ	人 776.5 (812.0)	人 96 (106)	人 16 (19)	人 176 (176)	人 34 (30)	人 401.0 (422.0)	人 20 (28)	人 9 (5)	人 239 (246)	人 37 (34)	人 306.5 (324.0)	人 58 (53)	人 14 (15)	人 8 (11)	人 69.0 (66.0)
繊維工業	人 33.0 (39.0)	人 11 (9)	人 0 (0)	人 8 (11)	人 0 (0)	人 30.0 (29.0)	人 0 (2)	人 0 (0)	人 1 (4)	人 0 (0)	人 1.0 (8.0)	人 1 (2)	人 1 (0)	人 1 (0)	人 2.0 (2.0)
木材・家具	人 94.0 (102.0)	人 25 (28)	人 1 (2)	人 23 (24)	人 2 (0)	人 75.0 (82.0)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 10 (9)	人 0 (0)	人 18.0 (17.0)	人 1 (3)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (3.0)
パルプ・紙・印刷	人 113.5 (109.5)	人 23 (25)	人 0 (0)	人 31 (29)	人 1 (0)	人 77.5 (79.0)	人 1 (1)	人 1 (1)	人 15 (14)	人 0 (1)	人 18.0 (17.5)	人 11 (10)	人 7 (5)	人 7 (1)	人 18.0 (13.0)
化学工業	人 206.0 (188.5)	人 34 (32)	人 3 (4)	人 66 (62)	人 4 (4)	人 139.0 (132.0)	人 3 (3)	人 0 (2)	人 35 (32)	人 3 (0)	人 42.5 (40.0)	人 24 (15)	人 1 (2)	人 0 (1)	人 24.5 (16.5)
窯業・土石	人 110.0 (105.5)	人 20 (21)	人 1 (1)	人 41 (34)	人 3 (2)	人 83.5 (78.0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 10 (12)	人 1 (1)	人 14.5 (16.5)	人 12 (11)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 12.0 (11.0)
鉄鋼	人 185.5 (180.5)	人 35 (33)	人 1 (1)	人 58 (59)	人 4 (2)	人 131.0 (127.0)	人 8 (8)	人 0 (0)	人 20 (16)	人 1 (1)	人 36.5 (32.5)	人 18 (21)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 18.0 (21.0)
非鉄金属	人 37.0 (39.0)	人 8 (8)	人 0 (0)	人 11 (11)	人 0 (0)	人 27.0 (27.0)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 5.0 (7.0)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 5.0 (5.0)
金属製品	人 149.0 (147.5)	人 33 (34)	人 0 (1)	人 51 (48)	人 0 (0)	人 117.0 (117.0)	人 2 (2)	人 1 (1)	人 11 (12)	人 1 (1)	人 16.5 (17.5)	人 12 (10)	人 4 (3)	人 3 (3)	人 15.5 (13.0)
電気機械	人 397.5 (385.0)	人 97 (97)	人 1 (1)	人 120 (113)	人 3 (4)	人 316.5 (310.0)	人 7 (7)	人 1 (1)	人 36 (34)	人 0 (0)	人 51.0 (49.0)	人 29 (26)	人 1 (0)	人 1 (0)	人 30.0 (26.0)
その他機械	人 1,057.5 (1,007.0)	人 297 (286)	人 2 (0)	人 278 (269)	人 5 (2)	人 876.5 (842.0)	人 10 (4)	人 0 (0)	人 86 (80)	人 0 (0)	人 106.0 (88.0)	人 73 (74)	人 3 (3)	人 1 (3)	人 75.0 (77.0)
その他	人 182.0 (167.0)	人 22 (23)	人 3 (0)	人 53 (49)	人 2 (2)	人 101.0 (96.0)	人 14 (13)	人 1 (1)	人 36 (30)	人 1 (2)	人 65.5 (58.0)	人 15 (13)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 15.5 (13.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	1,943 (100.0%)	1,299 (66.9%)	364 (18.7%)	137 (7.1%)	70 (3.6%)	61 (3.1%)	8 (0.4%)	2 (0.1%)	2 (0.1%)	1,079 (100.0%)
45.5-100人未満	992 (100.0%)	952 (96.0%)	40 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	954 (88.4%)
100-300人未満	648 (100.0%)	291 (44.9%)	253 (39.0%)	76 (11.7%)	19 (2.9%)	9 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	124 (11.5%)
300-500人未満	156 (100.0%)	29 (18.6%)	40 (25.6%)	40 (25.6%)	30 (19.2%)	16 (10.3%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
500-1000人未満	91 (100.0%)	17 (18.7%)	23 (25.3%)	17 (18.7%)	15 (16.5%)	19 (20.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	56 (100.0%)	10 (17.9%)	8 (14.3%)	4 (7.1%)	6 (10.7%)	17 (30.4%)	7 (12.5%)	2 (3.6%)	2 (3.6%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比(③を除く)。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 公的機関における在職状況

(1) 都道府県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
全国	機関 158 (161)	人 345,606.0 (337,872.0)	人 2,442 (2,297)	人 299 (237)	人 3,594 (3,198)	人 512 (431)	人 9,033.0 (8,244.5)	人 1,155.0 (455.5)	% 2.61 (2.44)	機関 122 (99)	% 77.2 (61.5)
福岡	機関 2 (2)	人 8,937.5 (8,769.5)	人 90 (90)	人 1 (3)	人 105 (108)	人 7 (8)	人 289.5 (295.0)	人 8.5 (5.5)	% 3.24 (3.36)	機関 2 (2)	% 100.0 (100.0)

[1]①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①平成28年6月2日以降に採用された者であること。

②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
全国	人 9,033.0 (8,244.5)	人 2,428 (2,285)	人 295 (236)	人 2,760 (2,754)	人 397 (339)	人 8,109.5 (7,729.5)	人 757.5 (316.0)	人 14 (12)	人 4 (1)	人 112 (77)	人 84 (70)	人 186.0 (137.0)	人 82.0 (41.5)	人 566 (296)	人 187 (93)	人 156 (71)	人 737.5 (378.0)	人 315.5 (98.0)
福岡	人 289.5 (295.0)	人 90 (90)	人 1 (3)	人 90 (101)	人 7 (8)	人 274.5 (288.0)	人 7.5 (4.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 15 (7)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 15.0 (7.0)	人 1.0 (1.0)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。

2 ③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

③③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ③③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、③③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。

①平成28年6月2日以降に採用された者であること

②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

6 ③③f欄及び④e欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関 (法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者(注 4)	D. 重度以外身 体障害者及 び知的障害 者並びに精 神障害者で ある短時間 勤務職員 (注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇 用分			
全国	機関 2,439 (2,470)	人 1,200,136.0 (1,140,348.5)	人 7,491 (7,147)	人 569 (524)	人 12,917 (11,874)	人 994 (907)	人 28,965.0 (27,145.5)	人 2,829.5 (1,902.5)	% 2.41 (2.38)	機関 1,764 (1,718)	% 72.3 (69.6)
福岡	機関 77 (80)	人 44,778.0 (40,366.5)	人 309 (272)	人 11 (17)	人 527 (470)	人 32 (21)	人 1,172.0 (1,041.5)	人 122.5 (109.0)	% 2.62 (2.58)	機関 71 (70)	% 92.2 (87.5)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体障 害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 a×2+b+c+d× 0.5	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害 者である短 時間勤務 職員	e. dのうち(注5) に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5 +e	g. うち新規雇 用分
全国	人 28,965.0 (27,145.5)	人 7,418 (7,079)	人 530 (494)	人 9,622 (9,492)	人 735 (671)	人 25,355.5 (24,479.5)	人 1,820.5 (1,368.0)	人 73 (68)	人 39 (30)	人 682 (565)	人 180 (157)	人 957.0 (809.5)	人 241.5 (158.5)	人 2,323 (1,671)	人 369 (225)	人 290 (146)	人 2,652.5 (1,856.5)	人 767.5 (376.0)
福岡	人 1,172.0 (1,041.5)	人 309 (272)	人 11 (17)	人 364 (350)	人 25 (19)	人 1,005.5 (920.5)	人 64.5 (53.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 26 (18)	人 1 (1)	人 26.5 (18.5)	人 14.0 (10.5)	人 137.0 (100.0)	人 3.0 (3.0)	人 3.0 (2.0)	人 140.0 (102.5)	人 44.0 (45.0)

注 1(1)②の表と同じ

(3) 法定雇用率2.4%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)						
都道府県等の教育委員会	全国	機関 100 (100)	人 714,968.5 (662,641.5)	人 3,616 (3,467)	人 210 (178)	人 5,815 (5,301)	人 441 (389)	人 13,477.5 (12,607.5)	人 2,065.0 (1,036.5)	% 1.89 (1.90)	機関 38 (39)	% 38.0 (39.0)
	福岡	機関 2.0 (3)	人 17,586.0 (18432.5)	人 109 (128.0)	人 0 (4)	人 115 (162)	人 2 (3)	人 334 (423.5)	人 50.5 (39.0)	% 1.90 (2.30)	機関 1.0 (1)	% 50.0 (33.3)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	E. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	E. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
都道府県等の教育委員会	全国	人 13,477.5 (12,607.5)	人 3,591 (3,443)	人 204 (170)	人 4,073 (4,179)	人 299 (284)	人 11,608.5 (11,377.0)	人 1,128.5 (673.0)	人 25 (24)	人 6 (8)	人 355 (263)	人 99 (78)	人 460.5 (358.0)	人 232.5 (115.0)	人 1,213 (742)	人 217 (144)	人 174 (117)	人 1,408.5 (872.5)	人 704.0 (248.5)
	福岡	人 334.0 (423.5)	人 109 (128)	人 0 (4)	人 93 (148)	人 2 (3)	人 312.0 (409.5)	人 40.5 (34.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 5 (0)	人 0 (0)	人 5.0 (0.0)	人 5.0 (0.0)	人 17 (14)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 17.0 (14.0)	人 5.0 (5.0)

注 1(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分				
全国	計	法人 352 (348)	人 440,944.0 (432,729.0)	人 2,849 (2,705)	人 184 (166)	人 5,608 (5,332)	人 244 (204)	人 11,612.0 (11,010.0)	人 1,758.0 (1,875.5)	% 2.63 (2.54)	法人 282 (240)	% 80.1 (69.0)
	独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	91 (92)	212,384.0 (209,593.5)	1,400 (1,342)	124 (108)	2,872 (2,735)	165 (142)	5,878.5 (5,598.0)	905.5 (966.0)	2.77 (2.67)	83 (69)	91.2 (75.0)
	国立大学法人等	90 (90)	148,053.0 (146,562.0)	977 (936)	28 (32)	1,758 (1,703)	35 (31)	3,757.5 (3,622.5)	523.5 (564.0)	2.54 (2.47)	72 (58)	80.0 (64.4)
	地方独立行政法人等	171 (166)	80,507.0 (76,573.5)	472 (427)	32 (26)	978 (894)	44 (31)	1,976.0 (1,789.5)	329.0 (345.5)	2.45 (2.34)	127 (113)	74.3 (68.1)
福岡	計	法人 18 (17)	人 10,865.5 (9,640.0)	人 66 (60)	人 2 (3)	人 110 (104)	人 11 (7)	人 249.5 (230.5)	人 52.5 (45.0)	% 2.30 (2.39)	法人 14 (12)	% 77.8 (70.6)
	独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
	国立大学法人等	3 (3)	6,577.5 (6,535.0)	37 (42)	0 (1)	69 (67)	7 (3)	146.5 (153.5)	27.5 (18.5)	2.23 (2.35)	2 (2)	66.7 (66.7)
	地方独立行政法人等	15 (14)	4,288.0 (3,105.0)	29 (18)	2 (2)	41 (37)	4 (4)	103.0 (77.0)	25.0 (26.5)	2.40 (2.48)	12 (10)	80.0 (71.4)

注 1(1)①の表と同じ(※職員を労働者と読み替える。)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
全国	計	11,612.0 (11,010.0)	2,472 (2,363)	168 (150)	2,851 (2,873)	151 (130)	8,038.5 (7,814.0)	1,010.0 (1,124.0)	377 (342)	16 (16)	787 (746)	30 (27)	1,572.0 (1,459.5)	209.5 (218.0)	1,809 (1,608)	224 (152)	161 (105)	2,001.5 (1,736.5)	538.5 (535.0)
	独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	5,878.5 (5,998.0)	1,327 (1,274)	117 (102)	1,609 (1,609)	101 (90)	4,430.5 (4,304.0)	579.0 (657.0)	73 (68)	7 (6)	225 (222)	20 (18)	388.0 (373.0)	46.0 (47.0)	940 (833)	142 (105)	98 (71)	1,060.0 (921.0)	280.5 (262.0)
	国立大学法人等	3,757.5 (3,622.5)	731 (713)	24 (28)	767 (803)	24 (19)	2,265.0 (2,266.5)	245.0 (268.0)	246 (223)	4 (4)	398 (382)	2 (3)	895.0 (833.5)	117.0 (129.5)	569 (506)	33 (21)	24 (12)	597.5 (522.5)	161.5 (166.5)
	地方独立行政法人等	1,976.0 (1,789.5)	414 (376)	27 (20)	475 (461)	26 (21)	1,343.0 (1,243.5)	186.0 (198.5)	58 (51)	5 (6)	164 (142)	8 (6)	289.0 (253.0)	46.5 (41.0)	300 (269)	49 (26)	39 (22)	344.0 (293.0)	96.5 (106.0)
福岡	計	249.5 (230.5)	64 (58)	2 (3)	55 (50)	2 (4)	186.0 (171.0)	34.5 (21.5)	2 (2)	0 (0)	15 (12)	1 (1)	19.5 (16.5)	8.0 (6.5)	40 (40)	4 (4)	4 (2)	44.0 (43.0)	10.0 (17.0)
	独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	国立大学法人等	146.5 (153.5)	36 (41)	0 (1)	31 (30)	1 (2)	103.5 (114.0)	13.5 (5.5)	1 (1)	0 (0)	10 (8)	0 (0)	12.0 (10.0)	6.0 (1.0)	28 (28)	3 (2)	3 (1)	31.0 (29.5)	8.0 (12.0)
	地方独立行政法人等	103.0 (77.0)	28 (17)	2 (2)	24 (20)	1 (2)	82.5 (57.0)	21.0 (16.0)	1 (1)	0 (0)	5 (4)	1 (1)	7.5 (6.5)	2.0 (5.5)	12 (12)	1 (2)	1 (1)	13.0 (13.5)	2.0 (5.0)

注 1 (1)②の表と同じ(※職員を労働者と読み替える。)

※ 独立行政法人等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、地方独立行政法人等とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 都道府県の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
都道府県の機関合計	8,937.5	289.5	3.24	0.0	
福岡県	7,851.0	257.0	3.27	0.0	特例認定あり(注4)
福岡県警察本部	1,086.5	32.5	2.99	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
福岡県	福岡県議会事務局			

(2) 市町村の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村機関合計	44,778.0	1,172.0	2.62	9.5	
北九州市	9,467.5	237.0	2.50	0.0	※注4
福岡市	14,259.5	374.5	2.63	0.0	※注4
大牟田市	733.0	18.0	2.46	0.0	
久留米市	1,979.0	50.0	2.53	0.0	
直方市	506.0	15.0	2.96	0.0	※注4
飯塚市	782.0	17.0	2.17	2.0	
田川市	642.5	17.0	2.65	0.0	※注4
柳川市	395.5	14.5	3.67	0.0	
八女市	504.0	16.0	3.17	0.0	
筑後市	382.5	10.5	2.75	0.0	※注4
大川市	326.5	8.0	2.45	0.0	※注4
行橋市	413.0	11.0	2.66	0.0	※注4
豊前市	210.5	6.0	2.85	0.0	
中間市	410.0	13.0	3.17	0.0	※注4
小郡市	411.5	11.0	2.67	0.0	※注4
筑紫野市	414.0	12.0	2.90	0.0	※注4
春日市	628.5	18.0	2.86	0.0	※注4
大野城市	644.0	16.0	2.48	0.0	※注4
宗像市	545.0	21.0	3.85	0.0	※注4
太宰府市	500.5	15.0	3.00	0.0	※注4
古賀市	427.5	10.5	2.46	0.0	※注4
福津市	358.0	8.0	2.23	0.0	※注4
うきは市	206.0	5.0	2.43	0.0	
宮若市	229.5	6.0	2.61	0.0	
嘉麻市	336.0	11.0	3.27	0.0	
朝倉市	564.5	14.5	2.57	0.0	
みやま市	430.5	8.5	1.97	1.5	※注6
糸島市	445.5	11.0	2.47	0.0	※注4
那珂川市	273.0	5.0	1.83	1.0	※注4
宇美町	275.0	6.0	2.18	0.0	※注4
篠栗町	146.0	3.0	2.05	0.0	
志免町	325.0	8.0	2.46	0.0	※注4
須恵町	113.0	2.0	1.77	0.0	
新宮町	136.5	5.0	3.66	0.0	
久山町	70.0	3.0	4.29	0.0	
粕屋町	290.5	8.0	2.75	0.0	※注4
芦屋町	126.5	3.0	2.37	0.0	
水巻町	165.5	6.0	3.63	0.0	※注4
岡垣町	144.0	4.0	2.78	0.0	
遠賀町	117.5	2.0	1.70	0.0	
小竹町	159.5	5.0	3.13	0.0	※注4
鞍手町	162.0	4.0	2.47	0.0	
桂川町	180.0	3.0	1.67	1.0	※注4
筑前町	222.0	6.0	2.70	0.0	
東峰村	82.0	2.0	2.44	0.0	
大刀洗町	97.0	2.0	2.06	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
大木町	110.0	2.0	1.82	0.0	
広川町	119.0	4.0	3.36	0.0	
香春町	141.0	4.0	2.84	0.0	※注 4
添田町	178.5	5.0	2.80	0.0	
糸田町	214.5	5.0	2.33	0.0	※注 4
川崎町	200.0	6.0	3.00	0.0	
大任町	76.0	2.0	2.63	0.0	
赤村	48.5	2.0	4.12	0.0	
福智町	380.0	9.0	2.37	0.0	※注 4
荻田町	321.0	10.0	3.12	0.0	※注 4
みやこ町	373.0	12.0	3.22	0.0	
吉富町	75.5	2.0	2.65	0.0	
上毛町	89.0	3.0	3.37	0.0	
築上町	297.5	10.0	3.36	0.0	※注 4
大牟田市教育委員会	58.0	1.0	1.72	0.0	
飯塚市教育委員会	73.5	1.0	1.36	0.0	
柳川市教育委員会	211.5	2.0	0.95	3.0	※注 5
八女市教育委員会	186.0	5.0	2.69	0.0	
宮若市教育委員会	90.0	2.0	2.22	0.0	
嘉麻市教育委員会	66.0	3.0	4.55	0.0	
朝倉市教育委員会	83.5	2.0	2.40	0.0	
篠栗町教育委員会	43.0	1.0	2.33	0.0	
筑前町教育委員会	42.0	1.0	2.38	0.0	
大牟田市企業局	71.5	1.0	1.40	0.0	
久留米市企業局	156.0	4.0	2.56	0.0	
飯塚市企業局	51.0	1.0	1.96	0.0	
田川市立病院	167.0	4.0	2.40	0.0	
公立八女総合病院企業団	453.5	10.0	2.21	1.0	※注 6
福岡地区水道企業団	69.0	4.0	5.80	0.0	
春日那珂川水道企業団	47.0	1.0	2.13	0.0	
遠賀・中間地域広域行政事務組合	48.5	1.0	2.06	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 柳川市教育委員会においては、令和元年7月25日付け柳川市と柳川市教育委員会の特例認定により、障害者の数16.5人、実雇用率2.72%、不足数0.0人となっている。
- 6 ①みやま市は、11月1日時点において、障害者の数10.0人、実雇用率2.32%、不足数0.0人となっている。
②公立八女総合病院は、7月22日時点において、障害者の数13.0人、実雇用率2.87%、不足数0.0人となっている。

特例認定一覧(市町村等)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
那珂川市	那珂川市教育委員会			
古賀市	古賀市教育委員会			
荻田町	荻田町教育委員会			
宗像市	宗像市教育委員会			
太宰府市	太宰府市教育委員会			
小郡市	小郡市教育委員会			
宇美町	宇美町教育委員会			
春日市	春日市教育委員会事務局			
筑紫野市	筑紫野市教育委員会			
直方市	直方市教育委員会			
大野城市	大野城市教育委員会	大野城市上下水道局		
福岡市	福岡市教育委員会	福岡市水道局	福岡市交通局	
筑後市	筑後市教育委員会			
福智町	福智町教育委員会			
みやま市	みやま市教育委員会			
中間市	中間市教育委員会			
志免町	志免町教育委員会			
糸田町	糸田町教育委員会			
桂川町	桂川町教育委員会			
粕屋町	粕屋町教育委員会			
糸島市	糸島市教育委員会			
行橋市	行橋市教育委員会			
大川市	大川市教育委員会			
築上町	築上町教育委員会			
福津市	福津市教育委員会			
小竹町	小竹町教育委員会			
田川市	田川市教育委員会			
水巻町	水巻町教育委員会	水巻町議会事務局		
春日市	春日市議会事務局	春日市選挙管理委員会事務局	春日市監査事務局	春日市農業委員会事務局
北九州市	北九州市上下水道局	北九州市交通局	北九州市公営競技局	北九州市教育委員会
香春町	香春町教育委員会			

(3) 法定雇用率2.4%が適用される都道府県等の教育委員会の状況

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用 率	④ 不足数	⑤ 備考
都道府県等の教育委員会合計	17,586.0	334.0	1.90	87.0	
福岡県教育委員会	17,354.0	329.0	1.90	87.0	
久留米市教育委員会	232.0	5.0	2.16	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
国立大学法人等合計	6,577.5	146.5	2.23	18.5	
国立大学法人九州大学	5,670.0	122.5	2.16	18.5	
国立大学法人九州工業大学	573.0	15.0	2.62	0.0	
国立大学法人福岡教育大学	334.5	9.0	2.69	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、労働者総数から除外労働者数を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者（平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
地方独立行政法人等合計	4,288.0	103.0	2.40	10.0	
福岡県住宅供給公社	100.0	4.0	4.00	0.0	
福岡市住宅供給公社	74.0	2.0	2.70	0.0	
地方独立行政法人福岡市立病院機構	861.5	24.0	2.79	0.0	
独立行政法人北九州市立病院機構	1,143.5	20.0	1.75	8.0	注4
地方独立行政法人大牟田市立病院	353.5	8.0	2.26	0.0	
地方独立行政法人芦屋中央病院	177.0	4.0	2.26	0.0	
北九州市住宅供給公社	138.0	3.0	2.17	0.0	
公立大学法人九州歯科大学	171.5	4.0	2.33	0.0	
公立大学法人北九州市立大学	343.5	14.0	4.08	0.0	
地方独立行政法人くらて病院	210.0	4.0	1.90	1.0	注4
公立大学法人福岡県立大学	112.0	3.0	2.68	0.0	
地方独立行政法人川崎町立病院	65.5	2.0	3.05	0.0	
公立大学法人福岡女子大学	105.0	2.0	1.90	0.0	
福岡北九州高速道路公社	132.0	3.0	2.27	0.0	
地方独立行政法人筑後市立病院	301.0	6.0	1.99	1.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、労働者総数から除外労働者数を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ①独立行政法人北九州市立病院機構は、12月1日現在において、障害者の数28.5人、実雇用率2.54%、不足数0.0人となっている。
②地方独立行政法人くらて病院は、11月1日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.35%、不足数0.0人となっている。